

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成26年12月22日（平成26年（行個）諮問第127号）

答申日：平成29年8月9日（平成29年度（行個）答申第83号）

事件名：本人が提起した審査請求に対する裁決に係る近畿運輸局長から審査庁への連絡等に関する文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書14に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、また、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、近畿運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った平成21年9月9日付け近運総広第67号による一部開示決定（以下「処分1」という。）及び同第67-2号による不開示決定（以下「処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 文書特定が一方的に打ち切られ、開示請求の文書内容が無視された。特に鉄道部の主務課は、文書特定の連絡等を一切しなかった。情報公開窓口は一切の責任を押し付けている。
- (2) メールに記載された送信者及び宛先の不開示理由は、正当でない。開示すべきである。
- (3) 文書4の添付文書「平成21年2月13日付け近運総広第122号の流れについて」は事実と相違することなどがあり、一切の書類の開示を求めている。本件文書を作成した担当は、関与していない時のものである。これに係る書類。又は、いつ、どこで、誰に、どのように聴取したのか、その文書が作成されていないのであれば、いつ・誰に・などを明確にした上で、不開示決定としても良い。事実と相違

する事柄を含むものであり、明確にしたいと求める。

(4) 文書6は、平成21年7月30日付け近運総広第53号「開示の実施の報告について」の起案と思えるが、審査請求人の平成21年7月21日付け補正回答の添付（開示）がない。また、審査請求人に対し、「開示文書を送付した」とあるが、処分者（近畿運輸局長名）の送付文の添付（開示）がない。また、近畿運輸局長の処分（近運総広第122号を更正しての通知しかないが）に係る起案等の添付（開示）もない。開示を求める。

(5) 文書7は、本件開示請求書に添付した別添Aであり、審査請求人は、この文書で開示実施手数料について正規な取扱いをしてほしい旨述べている。これに係る処理等の分かる文書を開示請求している。文書7には「開示手数料が必要だが・・・免除もされていない。・・・必要経費は納付するので正規にしてほしい。」と明記している。ついては、一切の書類に当たる、この処理関係の開示がない。

現在未処理である。開示実施手数料を減免する根拠はない。求めないことは、国庫に損害を与える行為である。放置する権限は近畿運輸局長にはない。未処理・現在処理中なら、理由を付して（それぞれの正式な局長名通知にて通知すべく旨を付記し）、新たに不開示文書として処分されたい。

(6) 文書10において、開示決定通知書（平成21年2月13日付け近運総広第122号修正文）は、開示文書の送付を送付権限のない者によりしたという文書である。開示請求は、修正文に係る書類の一切も含めて請求している。修正文の開示決定通知など聞いたこともない。修正文などという開示決定がなされたとの文面である。文書11の中にこれに係る開示がない。開示されたい。不存在の場合は、不存在の理由を付し、不開示決定されたい。

なお、平成21年2月13日付け近運総広第122号については、起案文書が一枚しかない。差し替え分と思える起案文書しか開示がない。差し替え分は、09.3.11に技術課長から総務課長へ事務連絡を総務課が受けたと受付印が押印されている。当然にして、変更の理由を明記した09.3.11受付に係る起案がされているはずである。この分に係る起案関係に係る一切の書類の開示を求める。

(7) 文書12の技術課の起案文書は一枚しかない。総務課受付09.3.11に係る開示がない。また、何故内容を変更したのかなどについての添付書類の開示がない。そもそも、平成21年2月9日付けの事務連絡が2通あること自体おかしい。一切の書類の開示を求める。

(8) 文書13及び文書14について、開示請求に係る書類の開示がない。一切の開示を求める。

なお、文書13及び文書14には、どこにも近畿運輸局長が配達したという証拠はない。依頼主の名前は「近畿運輸局」となっており、近畿運輸局長ではない。また、配達証明の中身は、文書10の総務課長名の近畿運輸局次長等委任及び専決規程違反の文書ではないか。

不作為の審査請求は、処分者（近畿運輸局長）の行為を指摘している。開示請求の内容のとおり、処分者（近畿運輸局長）が配達確認したという一切の書類の開示を求める。

- (9) 文書6及び文書11のどこに不作為に係る書類を近畿運輸局長が送付したという証拠があるのか。あるとの主張であるので、近畿運輸局長がすべき処分に係る書類（開示請求のとおり）の開示を求める。

なお、文書6は国土交通大臣（以下「諮問庁」、「審査庁」又は「国土交通大臣」という。）への報告だが、審査請求人へ近畿運輸局長が不作為に係る処分をしたという書類は開示されていない。文書11は、行政文書の開示決定通知関係で、この行政文書の開示決定通知は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律9条1項の規定に基づく政令に基づく事項を書面により通知しなければならないと規定されているにもかかわらず、不作為により政令に基づく事項の記載漏れの不完全な処分（不作為がある処分）である。この旨審査請求している。以上も申し添える。

- (10) 文書11について、09.3.11に技術課からの事務連絡を総務課は受けている。これに係る起案は09.3.11以降になる。しかし、起案された書類の開示がない。つまり、近畿運輸局長名での文書の発出は、総務部長の専決が必要であるが、それすらされた書類の開示がない。平成21年2月13日付け近運総広第122号の開示決定通知書2通は、公印がいずれも押印されている。

近畿運輸局公印取扱細目8条1項において、「公印の押印は、決裁済みの原義文書に基づいて・・・が行う」と規定されている。よって、2件とも決裁済みの原義文書が存在することになる。文書11の起案文書（決裁文書）は1通であり、未開示文書があることになる。

開示請求は、一切の文書を請求している。近畿運輸局公印取扱細目8条2項において「公印の押印を行ったときは、公印押印簿（第5号様式）に所要事項を記載・・・」と規定されている。技術課から事務連絡を受けた09.3.11以降の公印押印簿の開示がないので開示を求める。

- (11) 近畿運輸局長から審査庁への連絡・報告・回答等の一切の書類のうち起案・決裁書類が不存在のため不開示とされたが、審査請求人に不当な内容・事実と相違する内容を担当者に事務連絡でして、国土交通大臣の裁決（115号）の根拠資料として報告しているではないか。

なお、法8条違反で、近畿運輸局次長等委任及び専決規程11条の総

務部長専決事項の違反である。軽々しく職員間の事務連絡などと主張を許している近畿運輸局長の対応を厳しく抗議する。については、このことについても明確に審査し回答を求める。

- (12) 不開示とされた総務課長が審査庁から指示を受けた書類について、「指示を受けた」と明記しているが、指示の内容が審査請求に係る不作為問題に重要である。また、審査庁から、審査請求書（補正命令による審査請求人の補正回答も含む）を見ていると思う（平成21年5月11日には審査請求書を近畿運輸局は受領している）。どのような指示を受けたのか明確にして不開示の理由とされたい。

不作為の審査請求は、「処分を正しく」、「本件処分による正式な」など、また、補正命令による補正においては、「法9条1項の規定に基づいていないもので不作為がある」旨を指摘している。

「開示文書」のみを送付してよいと明言した指示だったのか、「平成21年2月13日付け近運総広第122号の通知内容及びこれに係る開示文書も含め」の送付を指示だったのか、明確にされたい。

なお、総務課長は、主任文書管理者であることも含め、審査請求に係る指示は、国土交通大臣の裁決（行政不服審査法に基づく処分）に係る指示で、法的要件を満たさなければならないことはご存じと思う。また、近畿運輸局次長等委任及び専決規程の規定は、情報公開に関することは総務部長の専決であることもご存じと思う。

よって、「開示文書」のみを課長名で送付してよいと明言した指示だったとは、総務課長の職責及び行政不服審査法による裁決に係ることから主張されないと思う。

審査請求人が2009年6月1日付け近畿運輸局長宛て文書において指摘した内容が平成21年6月15日付け文書（本件開示請求書の別添B）に反映されなかった理由が分かる文書について、処分庁は文書不存在を主張している。文書がないなら（総務課長として当然確認して文書を求める必要がある）、「指示の内容を」明確にして不存在の理由にされたい。審査請求人には、指示を受けた内容の不存在理由が分からない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、別紙の1に掲げる本件請求保有個人情報の開示を求めるものである。
- (2) これを受けて、処分庁は、別紙の2に掲げる文書1ないし文書14に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、その一部を不開示とする一部開示決定（処分1）を行い、併せて本件対象保有個人情報以外の本件請求保有個人情報については、これを保有していないため不存在とする不開示決定（処分2）を行った。

(3) これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報以外の保有個人情報及び不開示部分の開示を求めて、国土交通大臣に対して本件審査請求を提起した。

## 2 本件請求保有個人情報について

本件開示請求は、審査請求人が平成21年5月8日付けで提起した審査請求（以下「特定審査請求」という。）に対し、国土交通大臣が行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき行った平成21年8月4日付け国広情第115号の裁決（以下「裁決115号」という。）の手續に際して、審査庁と処分庁の間でやり取りがされた特定審査請求に係る処分内容等の確認、連絡、報告、回答等に関する一切の書類に記録された保有個人情報の開示を求めるものである。

なお、特定審査請求の対象となる処分は、近畿運輸局長が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）9条1項の規定に基づき審査請求人に対し行った、平成21年2月13日付け近運総広第122号による行政文書開示決定処分（以下「処分122号」という。）である。当該特定審査請求の主旨は「開示決定された行政文書の添付がない。」とするものであり、それに対する裁決115号の主文は「特定審査請求を却下する。」としている。

## 3 本件対象保有個人情報について

### (1) 本件審査請求に至るまでの開示請求等及び処分等行為について

本件対象保有個人情報の説明に当たり、本件審査請求に至るまでに審査請求人がした関連する開示請求及び不服申立て並びに審査庁又は処分庁がした処分等は、時系列にして以下のとおりである。

- ① 審査請求人は処分庁に対し、特定施設の補修工事等に対する審査請求人からの要望等に関する特定法人への指導等に係る「平成16年7月及び8月の近畿運輸局鉄道部技術課の特定職員及び随行者の出張命令簿及びその復命書に係る一切の書類」を求め、平成18年9月27日付け行政文書開示請求をした。
- ② 処分庁は、上記開示請求に対し、平成18年10月19日付け近運総広第53号開示決定通知書による処分をした。
- ③ 審査請求人は、上記処分を不服とし、平成18年12月18日付け審査請求を提起した。
- ④ 処分庁は、平成19年8月13日付け近運総広第59号開示決定通知書により追加開示をした。
- ⑤ 審査請求人は、上記処分を不服とし、平成19年10月4日付け審査請求を提起した。
- ⑥ 国土交通大臣は、上記2件の審査請求に対し、平成21年1月23日付け国鉄総第358号により裁決（以下「裁決358号」という。）

した。

- ⑦ 処分庁は、上記裁決を受け、処分122号に係る行政文書開示決定及び開示の実施をした。その後、処分122号に係る行政文書開示決定通知書の修正文（以下「処分122号修正文」という。）を発出した。
- ⑧ 審査請求人は、上記処分を不服とし、特定審査請求（平成21年5月8日付け）を提起した。
- ⑨ 審査庁は審査請求人に対し、特定審査請求における不服内容に関し、平成21年7月9日付け国広情第88号により補正命令をした。
- ⑩ 審査請求人は、上記補正命令に対し、審査請求の主旨は処分庁の不作为に対するものである旨を平成21年7月21日付け文書で回答した。
- ⑪ 処分庁は、処分122号修正文に係る開示文書を審査請求人に郵送したところ、平成21年6月18日に配達されたことを確認したため、平成21年7月30日付け近運総広第53号により、配達されたことを確認した旨の報告を審査庁にした。
- ⑫ 国土交通大臣は、特定審査請求に対し、主文「本件審査請求を却下する。」とする裁決115号（平成21年8月4日付け）をした。
- ⑬ 審査請求人は、特定審査請求に係る本件請求保有個人情報の開示請求（平成21年8月7日付け）をした。
- ⑭ 処分庁は、平成21年9月9日付け原処分（近運総広第67号及び第67号-2）をした。
- ⑮ これに対し、平成21年11月9日付け本件審査請求が提起された。

(2) 本件対象保有個人情報が記録された文書について

- ア 文書1は、審査庁の情報公開担当者が処分庁の情報公開担当者に対し、処分122号の関連資料の送付を求めて送信した2009年5月11日付け電子メールの本文及び添付ファイルとして送信された特定審査請求書である。
- イ 文書2は、処分庁総務部において供覧された、審査庁から処分庁へ送付された裁決115号の謄本の写し及び送付のための公文書である。
- ウ 文書3は、処分庁の主務課の属する鉄道部において供覧された、審査庁から処分庁へ送付された裁決115号の謄本の写し、送付のための公文書、特定審査請求書、処分122号、同決裁文書、同開示文書及び供覧鑑文書である。
- エ 文書4は、処分庁の情報公開担当者が審査庁の情報公開担当者に送信した2009年5月11日付け電子メールの本文及び添付ファイルとして送信された特定審査請求に係る処分の経緯を説明した「処分122号の流れについて」と題する文書である。

- オ 文書 5 は、処分庁の情報公開担当者が審査庁の情報公開担当者に送信した 2009 年 5 月 12 日付け電子メールの本文及び添付ファイルとして送信された処分 122 号の関連書類（決裁文書、開示文書、国鉄総第 358 号裁決書、平成 20 年度（行情）答申第 406 号、近運総広第 59 号の開示決定通知書（案））等である。
- カ 文書 6 は、処分 122 号に対する特定審査請求の主旨に鑑み、処分庁より開示文書を審査請求人に送付（郵送）したところ配達がなされたことを書留・配達記録郵便物等受領証により確認した旨を審査庁に報告することについての決裁文書である。
- キ 文書 7 は、「処分 122 号による開示文書の開示実施方法において、なぜ手数料や申出書が不要で処理できるのか」等の審査請求人の質問に対する、平成 21 年 5 月 29 日付け近畿運輸局総務課長名の「平成 21 年 3 月 31 日のご質問に対する説明」と題する回答文書（本件開示請求書に添付された「別添 A」）を受けた審査請求人が、開示実施方法は法令に基づく手続により行うこと等を抗議する内容の、2009 年 6 月 1 日付け近畿運輸局長宛て文書であり、近畿運輸局総務部において回覧されたものである。
- ク 文書 8 は、審査請求人より処分庁に文書 7 が送付された際の封筒の写しである。
- ケ 文書 9 は、「処分 122 号による開示文書の開示実施方法において、なぜ手数料や申出書が不要で処理できるのか」等の審査請求人の質問に対する、平成 21 年 5 月 29 日付け近畿運輸局総務課長名の「平成 21 年 3 月 31 日のご質問に対する説明」と題する回答文書（本件開示請求書に添付された「別添 A」）である。
- コ 文書 10 は、処分 122 号による開示文書（3 枚）を審査請求人に送付することについて、近畿運輸局総務課長名発審査請求人宛て通知文書による簡易決裁文書、開示文書及び審査請求人名を届け先とする配達証明（書留・配達記録郵便物等受領証）である。
- サ 文書 11 は、情報公開等を担当する近畿運輸局総務部総務課における処分 122 号の決裁文書一式である。
- シ 文書 12 は、主務課である近畿運輸局鉄道部における処分 122 号の決裁前段階における主務課から総務課への回答の決裁文書一式である。
- ス 文書 13 は、処分 122 号に係る開示文書を送付した際に、郵便事業株式会社 A 支店が発行した配達証明（書留・配達記録郵便物等受領証）である。
- セ 文書 14 は、処分 122 号に係る開示文書を送付した際に、郵便事業株式会社 B 支店が発行した郵便物等配達証明書である。

#### 4 原処分に対する諮問庁の考え方

本件諮問に当たり、原処分の妥当性について検討した結果は次のとおりである。

##### (1) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

審査請求人が「不開示決定、不開示理由は正当でない。」と主張する文書1、文書4及び文書5のメールの不開示部分について、処分庁から提示を受けて確認したところ、「発信者：」、「宛先：（cc：を含む）」及び「送信者の署名」の各欄に記載された情報は、処分庁及び諮問庁の職員メールアドレスである。

当該情報は、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため法14条7号柱書きに該当することから、処分庁が不開示としたことは妥当である。

##### (2) 本件対象保有個人情報の特定の適否について

ア 文書4のメールの添付文書の作成経緯等が分かる保有個人情報について

審査請求人は、文書4のメールに添付された「処分122号の流れについて」と題する文書の記載内容に事実と相違する点があるとした上で、記載内容がどのように聴取されたのか、当該文書が作成された経緯等が分かる保有個人情報があれば開示を求めると主張している。

処分庁の担当者によれば、文書4は、特定審査請求を受けた審査庁の担当者より処分122号がなされた経緯について説明を求められた際に、電話による口頭説明は難しいと判断したため作成したとしており、作成に当たっては、関係文書である文書5、6等を参照し、さらに処分122号の事務を行った前任担当者に口頭による確認を行ったため、これ以外の文書は作成しておらず保有していないと説明している。

この点、特定審査請求は平成21年5月8日付けで審査請求人より提起され、審査庁では同月11日付けで受け付けている。文書4の「処分122号の流れについて」と題する文書に日付は記載されていないが、当該文書は同日に処分庁担当者から審査庁担当者に電子メールにより送信されている。そうすると、当該文書は、依頼を受けた当日、それも短時間で作成されたものとみるのが自然であり、さらに作成目的が審査庁担当者からの簡易な質問への回答であったことにかんがみれば、文書4以外の保有個人情報は作成していないとする説明に不自然・不合理な点は見当たらない。

念のため、処分庁に対し、倉庫、執務室、書架、机等の探索を指示したが、審査請求人が主張するような文書の存在は確認できなかった。

た。

イ 文書6について

(ア) 特定審査請求に係る「審査請求書の補正について（回答）」が含まれていないことについて

文書6は、処分122号修正文が平成21年3月25日に近畿運輸局の担当職員により持参があり受領したものの、開示文書（A4版3枚）の添付がなかったため、文書の開示を求めたが、その後、処分庁より連絡も送付もないことが不作為であるとする審査請求人からの特定審査請求の提起を受け、その後、処分庁が審査請求人に対し、平成21年6月15日に開示文書を郵送し、配達証明によって配達が行われたことを確認した旨を審査庁に報告した文書である。なお、当該文書の控え、配達証明書、特定審査請求に係る審査請求書及び処分122号に係る開示決定通知書が文書6に含まれている。

これに対し、審査請求人は、特定審査請求に対する審査庁から補正命令書（平成21年7月9日付け国広情第88号）を受けて回答した平成21年7月21日付け「審査請求書の補正について（回答）」と題する文書が開示されていないと主張する。

処分庁は、当該回答文書は、審査庁から送付を受けていないから、処分庁に存在しないとしている。

このことについて審査庁の担当者に確認したところ、特定審査請求に対する補正命令は、特定審査請求の主旨に不明確な点があったため、行政不服審査法21条の規定により補正を求めたものであって、その結果、審査請求人より、処分122号に係る開示文書の交付がない点を不作為とする審査請求である旨回答があり、その回答の内容を電話にて処分庁の担当者に伝えたものの、回答文書は処分庁において必要なものとはならないと判断したため、送付しなかったと説明している。

この点、特定審査請求に対する審査庁が行う補正命令に関する文書は、審査庁において行政不服審査法に基づく裁決を行うために必要となるものの、処分庁において必ずしも必要な文書とは認められないことから、審査庁から処分庁に送付しなかったとする説明を覆す特段の事情は見当たらず、よって、処分庁が保有していないとすることに不自然・不合理な点はないと考える。

念のため、処分庁に対し、倉庫、執務室、書架、机等の探索を指示したが、審査請求人が主張するような文書の存在は確認できなかった。

(イ) 処分122号修正文に係る開示文書の送付における送付文について

審査請求人は、処分庁が処分122号修正文に係る開示文書を送付したとあるが、送付文（送付状）の開示がないと主張している。

送付状の有無について処分庁の担当者に確認したところ、処分122号に係る開示文書（A4版3枚）は、平成21年6月15日付け総務課長名文書を送付状として審査請求人に送付したものの、送付状の写しは作成しておらず保有していないと説明があった。

この点、そもそも、情報公開法における開示文書の開示の実施手続において、送付状を付すこととする規定は存在しない。また、地方運輸局等文書管理規則（平成13年国土交通省訓令第82号）において、送付状を送付した場合に、その写しを作成しなければならないとする規定は存在しない。

よって、処分庁が、特定審査請求の主旨を審査庁より受けて開示文書を送付することとし、その旨を説明するために送付した送付状について、その写しを作成しなかったことは不自然・不合理であるとはいえない。

念のため、処分庁に対し、倉庫、執務室、書架、机等の探索を指示したが、審査請求人が主張するような文書の存在は確認できなかった。

#### ウ 文書7において要望された開示実施手数料に係る書類について

審査請求人は、処分122号は情報公開法に基づく処分であるから、審査請求に対する裁決によって新たに開示することとされた開示文書の開示の実施においては、開示請求者に対する開示実施申出書等の送付や開示実施手数料の必要性を教示するなどの手続がなされるべきであって、それらの手続において発生する保有個人情報、本件開示請求において請求する一切の書類に当たるとした上で、しかしながら、開示実施申出書の送付はなく、開示決定通知書においても開示実施手数料の記載はないから、それらは未処理あるいは現在処理中であるなら、理由を付して、新たに不開示文書として処分されたい旨を主張している。

この点、処分庁の担当者に確認したところ、処分122号に係る開示文書の開示の実施における開示実施申出書や開示実施手数料に関する保有個人情報は、作成しておらず保有していないと説明している。その理由は、処分122号は裁決に基づく追加開示を行うものであったが、新たに開示実施手数料は発生しないため、開示決定通知書の交付と同時に3枚の開示文書を送付することが合理的と考えたためとしている。

諮問庁において関係書類の提示を受けて確認したところ、まず、処分122号に係る開示文書は3枚であり、処分122号に係る開示

請求に対する当初の処分（平成18年10月19日付け近運総広第53号及び平成19年8月13日付け近運総広第59号）によって開示された開示文書の枚数は16枚であるから、それらの合計は19枚となるが、300円の開示請求手数料が納付されているため新たな開示実施手数料は必要ではない。さらに、開示文書の枚数が基本郵送料の範囲内であれば、開示決定通知書と一緒に送付することにより開示の実施を行うことは運用として行われている。

以上を踏まえれば、処分122号に係る開示文書の開示実施に係る保有個人情報を作成されておらず保有していないとする処分庁の説明が不合理とはいえない。

念のため、処分庁に対し、倉庫、執務室、書架、机等の探索を指示したが、審査請求人が主張するような文書の存在は確認できなかった。

#### エ 文書11及び文書12について

審査請求人は、処分122号に係る開示決定通知書は、修正文を含め2通あるにもかかわらず、文書11により開示された起案文書は1件分しかないものの、主務課である鉄道部技術課長における処分122号に係る行政文書の開示決定に際しての総務課長宛て事務連絡は2通あり、そのうちの修正文の事務連絡（平成21年2月9日付け）を総務課では平成21年3月11日付けで受け付けているから、その後、開示決定に係る起案がされているはずであって、この分に係る起案文書の開示を求めると主張している。

さらに、処分122号に係る2通の開示決定通知書には、公印がいずれも押されており、近畿運輸局公印取扱細目の規定には「公印の押印は、決裁済みの原義文書に基づいて行う。」とされていることに照らせば、未開示の起案文書があることになる旨を主張している。

この点、処分庁の担当者の説明によれば、処分122号の開示決定通知書は、不服申立てに対する審査庁の裁決115号に基づき、追加開示をする旨の決定をしたものであって、その旨を開示決定通知書に記載し、開示文書3枚と共に審査請求人に送付した。しかしながら、審査請求人より、裁決に基づく追加開示であるにもかかわらず当該通知書の記載内容はおかしいと厳しく指摘を受けたため、処分庁においては、審査請求人の指摘を踏まえ、裁決に基づく追加開示である旨を明確に記載した処分122号修正文を作成したものの、追加開示決定内容を変更するものではないことから、新たな起案はせず、開示決定通知書のみを差し替えるものとしたとしている。そのため、処分122号の起案文書は一つであると説明している。なお、処分122号修正文は審査請求人に直接手渡したとしている。

処分庁に対して関係書類の提示を求めたところ、処分122号に係る起案文書は1件分しか提示されなかったが、日付（平成21年2月13日）と文書番号（近運総広第122号）が同じであるにもかかわらず、通知文書の内容が異なる開示決定通知書の控えが2通提示された。そのうちの1通が処分122号修正文の控えであり、そこには「差し替え」とメモが記載されている。

この点、処分庁において同一日付、同一文書番号でありながら通知の主旨が異なる開示決定通知書が差し替えとして作成されたことは不適切な事務処理であるといわざるを得ない。しかしながら、開示決定通知書は差し替えとしたため起案文書は1通しか作成されておらず2通は存在しないとする処分庁の説明を覆す事実は見当たらない。

念のため、処分庁に対し、倉庫、執務室、書架、机等の探索を指示したが、審査請求人が主張するような文書の存在は確認できなかった。

#### オ 文書13及び文書14について

審査請求人は、開示文書には、どこにも近畿運輸局長が（処分122号における開示文書を）配達したという証拠はない。（書留・配達記録郵便物等受領証に記載された）依頼主の名前は「近畿運輸局」となっており、近畿運輸局長でないと主張している。

この点、開示請求書には、「処分に基づく処分がないのに、裁決書では、文書を処分者が配達済みとある。処分者が配達確認した書類を含む一切の書類」と記載がある。

そこで、開示文書である文書13及び文書14を見分したところ、「書留・配達記録郵便物等受領証」及び「郵便物等配達証明書」であり、このうち後者の「受取人氏名」欄には審査請求人の名前の記載が認められ、平成21年6月18日の配達を証明したものと確認できる。また、「依頼主の名前」欄に「近畿運輸局」と押印されていることから、処分庁が受領した「配達確認した書類」に該当するものと確認できる。よって、処分庁の文書特定に何ら問題は認められない。

### (3) 本件請求保有個人情報に対応する保有個人情報の存否について

#### ア 審査庁から近畿運輸局総務課長への指示に係る一切の書類等について

審査請求人は、処分庁が行った処分122号に係る開示文書の開示の実施がされていないことを不作為とする審査請求が提起されたことを受け、審査庁が指示した処分庁においてすべき対応等の内容は、「開示文書」のみを送付してよいと明言した指示だったのか、処分

122号の通知内容及びこれに係る開示文書も含めて送付するよう指示だったのか、どのような指示を受けたのか明確にして不開示の理由とされたい旨を主張している。

これに対して処分庁は、処分122号に係る審査請求に関する審査庁の担当者から近畿運輸局総務課長への連絡は電話によりなされたもので、その内容は、「開示の実施はなされるべきである」というものであったため、記録は作成しておらず不存在であると説明している。

そこで、処分庁に連絡をした審査庁の担当者を確認したところ、情報公開法による開示決定に対する当該不服申立てを受け、その内容を審査した結果、新たに追加開示すべき文書が存在することが判明したため「改めて開示決定等をすべきである」とした裁決（国鉄総第358号）がなされ、それを受けた処分庁において追加開示決定及び開示の実施をしたにもかかわらず、その後発出した処分122号修正文に係る開示の実施がなされていないことは不作為であるとする審査請求が提起されたことに鑑みれば、「開示の実施がなされるべきである」旨の連絡をしたとしている。

これらの経緯を踏まえれば、処分庁の総務課長が、処分122号による開示決定に係る開示文書は既に開示決定通知書とともに審査請求人に送付しており、当該審査請求は処分122号修正文に係るものであるため、再度開示文書を送付する必要があるか否かを検討していた状況において、審査庁からの連絡の内容は簡潔であったことから、記録するに至らなかったため文書は存在しないとする説明が不自然・不合理とまではいえないと考える。

念のため、処分庁に対し、倉庫、執務室、書架、机等の探索を指示したが、審査請求人が主張するような文書の存在は確認できなかった。

イ 2009年6月1日付け近畿運輸局長宛て文書が平成21年6月15日付け文書（別添B）に反映されなかった理由が分かる書類等一切について

本件開示請求書に添付された「別添A」とは、「処分122号による開示文書の開示実施方法において、なぜ手数料や申出書が不要で処理ができるのか」とする審査請求人から処分庁への質問に対する、平成21年5月29日付け近畿運輸局総務課長名の回答文書である。

この回答を受けて審査請求人は、2009年6月1日付け文書で近畿運輸局長に対し、処分122号の記載内容がおかしい、あるいは、処分122号の文書（開示決定通知書）が2通あるのはおかしい等の抗議をしている。

さらに、本件開示請求書に添付された「別添B」とは、処分122号による開示文書が2通目の開示決定通知書（処分122号修正文）に添付されていないことが不作為であるとする審査請求が提起された後、開示文書を審査請求人に送付した際に送付状として同封された総務課長名文書である。

審査請求人は、自身が近畿運輸局長宛てに発信した2009年6月1日付け文書において処分122号の取扱いがおかしいと指摘する点が、なぜ、別添Bの総務課長名文書に反映されなかったのかが分かる文書の開示を求めている。

これに対して処分庁は、平成21年6月15日付けの総務課長名の文書（別添B）は、処分122号修正文に添付しなかった開示文書（3枚）を改めて郵送したときの送付状であるが、これ以外に、審査請求人の指摘が反映されなかったことが分かる文書は不存在としている。

この点、審査庁からの指示を受けて処分122号修正文の開示文書の送付等をしたとしているものの、上記（3）アのとおり、その指示内容等の記録は作成しておらず不存在であるとする説明に不自然・不合理な点はなく、さらに開示の実施方法等については、上記（2）ウのとおり、開示決定通知書として開示文書の送付が行われていることから、審査請求人自らの指摘が反映されなかったことが分かる文書は不存在とする処分庁の説明が不自然・不合理とはいえないと考える。

念のため、処分庁に対し、倉庫、執務室、書架、机等の探索を指示したが、審査請求人が主張するような文書の存在は確認できなかった。

#### （4）その他の主張について

##### ア 文書特定ができておらず一方的な開示決定がされたとの主張について

処分庁の担当者より、文書特定に係る審査請求人に宛てた処分庁担当者の文書及び審査請求人からの電話による主張を記録したメモの提示があり、諮問庁においてその内容を確認したところ、本件開示請求を受けた処分庁においては、総務課情報公開窓口担当者をして、平成21年8月26日付け及び同年9月1日付け文書により、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有している旨又は保有していない旨を教示し、さらに、電話による開示請求者からの意見を踏まえた情報提供を行うなど、文書特定に係る事務作業を行っていることが確認できることから、一方的な開示決定がされたとする審査請求人の主張は当たらない。

イ 審査請求人はその他種々主張するが、いずれも諮問庁の上記判断を左右するものではない。

## 5 結論

以上のことから、諮問庁としては、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を不開示とした処分1、及び本件対象保有個人情報以外の本件請求保有個人情報につきこれを保有していないとして不開示とした処分2については、処分庁において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有していたとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定して行った原処分は妥当と考える。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成26年12月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成27年1月19日 審議
- ④ 平成29年7月21日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、  
本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年8月7日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる本件請求保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、同一日付で一部開示決定（処分1）と不開示決定（処分2）を行っているところ、その実質は、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書14に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、その一部を法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示としたものと認められる。

これに対し、審査請求書の内容からすると、審査請求人は、本件対象保有個人情報の外にも本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているはずであり、不開示部分のうち「メール文の送信者等のメールアドレス」は開示すべきであるとして原処分の取消しを求めているものと解される。

諮問庁は、原処分を妥当であるとしているので、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び審査請求人が開示すべきとする部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 処分庁は、本件請求保有個人情報につき文書1ないし文書14に記録

された保有個人情報 を特定して一部開示し、外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報は保有していないとしている。

これに対し、審査請求書の内容からすると、審査請求人は、以下のとおり主張しているものと解される。

- i) 文書4の作成経緯等が分かる文書があるはずである。
  - ii) 文書6につき、特定審査請求に対する審査庁からの補正命令書を受けて回答した平成21年7月12日付け「審査請求書の補正について（回答）」と題する文書が開示されていない。
  - iii) 文書6につき、開示文書を送付した際の近畿運輸局長名の送付文の添付がなく、開示されていない。
  - iv) 処分122号の開示実施手数料に係る書類が開示されていない。
  - v) 処分122号の開示決定通知書は修正文を含め2通あるから、起案文書は2件分あるはずであるが、1件分（文書11）しか開示されていない。もう1件分の起案文書の開示を求める。
  - vi) 文書13及び文書14には、どこにも近畿運輸局長が配達したという証拠はない。開示請求書に記載のとおり、近畿運輸局長が配達確認した書類の開示を求める。
  - vii) 特定審査請求に関して審査庁から近畿運輸局総務部総務課長への指示に係る書類があるはずである。
  - viii) 審査請求人が2009年6月1日付け近畿運輸局長宛て文書において指摘した内容が平成21年6月15日付け文書に反映されなかった理由が分かる文書の開示を求める。
- (2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象保有個人情報を特定した経緯、審査請求人が主張する文書の保有の有無等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。
- ア 本件請求保有個人情報は、特定審査請求について国土交通大臣が行った裁決115号に関して、審査庁と近畿運輸局の間でやり取りされた連絡、照会、回答、指示等の一切の書類等であり、その詳細は別紙の1に掲げるとおりである。これに対し、処分庁は、特定審査請求の対象となる処分122号から裁決115号に至るまでに作成、取得した文書1ないし文書14に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定した。近畿運輸局が保有する裁決115号に係る文書は、文書1ないし文書14が全てであり、その外に本件請求保有個人情報が記録された文書は保有していない。
- イ 文書4は、近畿運輸局の担当者が審査庁の担当者に送信した電子メール本文及び添付ファイルの「処分122号の流れについて」と題する文書であるところ、審査請求人は、文書4の作成経緯等が分かる文書があるはずである旨主張している。

しかしながら、文書4は、近畿運輸局の担当者が、審査庁の担当者から処分122号の経緯の説明を求められた際に、処分122号の流れを時系列に沿って簡潔に説明するため、短時間で作成したものであって、その作成に当たっては、文書11等の既存の文書を参照し、前任者に口頭による確認を行ったのみであり、文書4以外にその作成経緯等が分かる文書は作成しておらず、保有していない。

ウ 文書6は、特定審査請求に対し、処分庁が開示文書を審査請求人に送付し、その配達を確認したことを審査庁に報告した文書であり、特定審査請求に係る審査請求書等が添付されているところ、審査請求人は、特定審査請求に対する審査庁からの補正命令書を受けて回答した平成21年7月12日付け「審査請求書の補正について（回答）」と題する文書が開示されていない旨主張している。

しかしながら、当該回答文書は審査庁に提出されたものであるところ、審査庁及び近畿運輸局の各担当者に確認した結果、審査庁の担当者は、当該回答文書の内容を近畿運輸局の担当者に電話で伝えたものの、当該回答文書を近畿運輸局に送付しておらず、近畿運輸局において、当該回答文書を取得していないことが判明した。したがって、近畿運輸局において、当該回答文書を保有していない。

エ 文書6につき、審査請求人は、開示文書を送付した際の近畿運輸局長名の送付文（送付状）の添付がなく、開示されていない旨主張している。

しかしながら、情報公開法における開示の実施手続において、開示文書に送付状を付すこととする規定は存在せず、適宜の方法が採られているところ、処分庁は、平成21年6月15日付け総務課長名の「開示文書（要望等処理簿）の送付について」と題する文書（本件開示請求書の別添B）を送付状として開示文書を審査請求人に送付したものであり、これ以外に近畿運輸局長名の送付状は作成していない。

また、地方運輸局等文書管理規則において、送付状を送付した場合に、その写しを作成しなければならないとする規定は存在せず、近畿運輸局において、上記総務課長名の文書の写しを作成していない。

したがって、近畿運輸局において、特定審査請求に係る開示文書を送付した際の送付状を保有していない。

オ 文書7は、平成21年5月29日付け総務課長名の「平成21年3月31日のご質問に対する説明」と題する回答文書（本件開示請求書の別添A）に対し、審査請求人から送付された2009年6月1日付け近畿運輸局長宛て文書であるところ、審査請求人は、文書7

で要望した処分122号の開示実施手数料に係る書類が開示されていない旨主張している。

しかしながら、処分122号は裁決に基づく追加開示決定であるところ、当初の処分の開示文書は16枚であり、処分122号による追加開示文書3枚を合わせても、開示請求に係る手数料300円の範囲内であり、新たな開示実施手数料は必要ではないこと、また、開示文書の枚数が基本郵送料の範囲内であれば、開示決定通知書とともに送付して開示を実施することが運用として行われていることから、処分庁は、開示決定通知書とともに開示文書を送付することが合理的と判断したものであり、そのため、開示決定通知書に開示実施手数料の額を記載せず、また、開示実施申出書の提出も受けていない。

したがって、近畿運輸局において、処分122号の開示実施手数料に係る書類を保有していない。

カ 文書11は、処分122号の起案文書であるところ、審査請求人は、処分122号の開示決定通知書は修正文を含め2通あるから、起案文書は2件分あるはずであるが、1件分（文書11）しか開示されていない旨主張している。この点に関して、処分庁に対し、処分122号の経緯を確認した結果は、以下のとおりである。

(ア) 処分庁の担当者は、裁決358号を受けて開示決定通知書（省様式⑨を用いたもの）を起案し、平成21年2月13日に決裁を受けて同日付け開示決定通知書を開示文書とともに審査請求人に郵便で送付した。

(イ) ところが、審査請求人から、開示決定通知書の記載では裁決に基づく追加開示であることが分からない旨厳しく指摘されたことから、処分庁の担当者は、開示決定通知書の文言を修正することにしたが、決定内容を変更するものではないので、新たな起案はせず、決裁権者の了解を得た上で、開示決定通知書の修正文のみを作成し、当初の開示決定通知書と差し替えることにした。そこで、裁決に基づく追加開示であることを明確にした平成21年2月13日付けの修正文を作成し、同年3月25日に審査請求人方に持参して当初の開示決定通知書との差し替えを依頼したが、審査請求人に拒否されたため、処分122号に関して同年2月13日付け開示決定通知書と同日付け修正文の2通が存在することになった。

(ウ) 文書11の起案文書に日付（平成21年2月13日）及び文書番号（近運総広第122号）が同じ2通の開示決定通知書（1通には「差し替え」と付記）が添付されているのは、上記のような理由によるものである。

処分122号の開示決定通知書が修正文を含め2通存在するのは、上記のような経緯によるものであって、諮問庁としては、当初の開示請求書の内容を修正するため、同一日付、同一文書番号で修正文を作成し、差し替えようとした処分庁の事務処理は不適切といわざるを得ないが、処分庁は、修正文について新たな起案はしておらず、処分122号に関する起案文書は文書11以外に保有していない。

キ 文書13及び文書14は、処分122号に係る開示文書を審査請求人に送付した際の書留・配達記録郵便物等受領書及び郵便物等配達証明書であるところ、審査請求人は、文書13及び文書14には、どこにも近畿運輸局長が配達したという証拠はないなどと主張している。

審査請求人は、文書13（書留・配達記録郵便物等受領書）の依頼主欄の記載が「近畿運輸局長」ではなく、「近畿運輸局」であることから、文書13及び文書14は、審査請求人が開示請求書に記載した「近畿運輸局長が配達確認した書類」ではないと主張しているものと思われるが、依頼主欄に組織名が記載されるのは通常であって、文書13及び文書14の日付、受取人氏名等からみて、処分庁が開示文書を審査請求人に送付した際に郵便事業会社から受領した配達確認の書類であることは明らかである。処分庁である近畿運輸局長が開示文書の配達を確認した文書は、文書13及び文書14以外に保有しておらず、文書13及び文書14を特定したことは妥当と考える。

ク 審査請求人は、特定審査請求に対して処分庁が開示文書を審査請求に送付した際の平成21年6月15日付け総務課長名の文書（本件開示請求書別添B）に「審査庁から・・・指示があった」旨記載されていることなどから、審査庁から近畿運輸局総務課長への指示に係る書類があるはずである旨主張している。

特定審査請求の趣旨は処分122号の修正文による開示文書の送付を求めるものであったので、審査庁の担当者が近畿運輸局総務課長に対し、その趣旨を連絡するとともに開示文書を送付するよう指示したのは事実であるが、簡潔な内容であったため、審査庁の担当者は電話により指示しており、近畿運輸局総務課長もその記録を作成していない。したがって、指示に係る文書は保有していない。

ケ 審査請求人は、2009年6月1日付け近畿運輸局長宛て文書（文書7）において、処分122号の開示決定通知書の開示実施手数料欄が空白であるのはおかしい、また、開示決定通知書が2通あるのはおかしいなどと問題点を指摘したが、その後送付された平成21年6月15日付け総務課長名の文書（本件開示請求書別添B）にその指摘内容が反映されなかったとして、その理由が分かる文書の開示を求めて

いる。

平成21年6月15日付け総務課長名の文書は、上記ク記載のとおり、審査庁の担当者から開示文書を送付するよう電話による指示を受けて作成したものであるが、その指示内容を記録した文書は作成しておらず、また、その外に審査請求人の指摘内容が反映されなかった理由が分かる文書も作成していない。

コ 以上のとおり、審査請求人が主張する i) ないし viii) の文書は、いずれも作成又は取得しておらず、文書1ないし文書14以外に本件請求保有個人情報記録された文書は保有していない。

念のため、処分庁に対し、執務室、書架、机等の探索を指示したが、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報記録された新たな文書は発見されなかった。

(3) 以下、検討する。

審査請求人が主張する i) ないし viii) の文書はいずれも作成又は取得しておらず、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報記録された文書は保有していないとする上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、近畿運輸局において、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当である。

### 3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、審査請求人が開示すべきとする本件不開示部分は、文書1、文書4及び文書5の各メール文の送信者及び宛先（cc:を含む）欄に記載された国土交通省及び近畿運輸局の各職員のメールアドレスであることが認められる。

(2) 処分庁は、本件不開示部分について法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示としたが、諮問庁は、同号柱書きのみを主張し、以下のとおり説明する。

本件不開示部分は、職務上必要な関係者以外には知られていない非公表の情報であり、これらを公にすることにより不特定多数の者が知ることとなった場合、本来の目的以外に使用され、国土交通省及び近畿運輸局における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(3) 上記諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、本件不開示部分は法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を

左右するものではない。

#### 5 付言

本件は、審査請求から諮問までに5年以上経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

#### 6 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、近畿運輸局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、また、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

## 別紙

### 1 本件請求保有個人情報

平成21年8月4日付け国広情第115号の国土交通大臣金子一義判決に係る近畿運輸局への審査庁からの連絡・照会・指示等の一切の書類及び一切の電磁的記録等。及び近畿運輸局長から審査庁への連絡・報告・回答等の一切の書類及び一切の電磁的記録（起案・決裁・添付資料等を含む）。

下記のこととも考えられる。これらを含めて全てについての文書の教示をまずお願いし、かつ、その上で開示願う。

- ・ 判決に係る不作為の対象処分項目は、平成21年2月13日付け近運総広第122号に係る近畿運輸局長の処分であるため、別添Aに記載された内容の根拠となった書類・電磁的記録等一切（文書発信者は3月31日でない）。
- ・ 別添Aについては、2009年6月1日付け近畿運輸局長宛て文書にて経過など問題点を指摘して、正規な取扱いをしてほしい旨述べている。これに係る処理等の分かる一切の書類。何故、この局長宛て文書が、平成21年6月15日付けの文書（別添B）に反映されなかったのか、分かる書類等一切。
- ・ 別添Bに係る書類・電磁的記録の一切。別添A・別添Bは起案決裁関係及び添付資料を含む。
- ・ 開示決定通知書（平成21年2月13日付け近運総広第122号修正文）断定しているが、このことについて平成21年6月9日にも電話にて発信者に伝えているが、一切このような修正文の通知を得ていない。よって、この修正文の起案から決裁等一切の開示を求める。なお、権限ある近畿運輸局長からの通知・送付を求めた。無い理由の分かる書類（種類不存在の場合は、作成しなかった理由（起案者に指示したが、起案しなかったのか、指示しなかったのか、それとも他の理由なのか明記）を明記し、不開示文書としてください）。
- ・ 審査請求は、処分者（近畿運輸局長）の不作為を請求している。処分に基づく処分がないのに、裁決書では、文書を処分者（近畿運輸局長）が配達済みとある。処分者が配達確認した書類を含む一切の書類（近畿運輸局次長等委任専決規程に違反していないものかどうかも区分けしての文書特定を求める）。
- ・ 平成21年5月14日18時近畿運輸局総務部総務課長から電話にて、情報公開室より指示があった旨連絡があった。これに係る一切の書類及び一切の電磁的記録。
- ・ 平成21年6月15日付け総務課長からの文書で「審査庁から・・・指示があった」と明記している。この折に係る審査庁の一切の書類及び一切の電磁的記録。

- ・ 審査請求に係る審査庁から近畿運輸局長（処分庁）への照会（指示等を含む）の一切の書類及び一切の電磁的記録。
- ・ 近畿運輸局長からの報告・連絡等の一切の書類及び一切の電磁的記録。
- ・ 処分庁からの報告・連絡等の一切の書類及び一切の電磁的記録。
- ・ 本件審査請求に係る近畿運輸局長がすべき処分の不作為について、審査請求している。本件対象文書を審査請求人に郵送したとある。近畿運輸局長がした（近畿運輸局長が送付処分）という一切の書類及び一切の電磁的記録。
- ・ 本件審査請求に係る近畿運輸局長がすべき処分の不作為について、審査請求している。行政機関の保有する情報の公開に関する法律9条1項に規定する事項の通知（不作為で規定する事項の通知がない）でなく、不作為で違法な通知である。このことについての不作為について近畿運輸局長への審査庁の照会（指示等を含む）の一切の書類及び一切の電磁的記録。また、近畿運輸局長及び処分庁からの報告・連絡等の一切の書類及び一切の電磁的記録。
- ・ なお、本件審査請求に係る近畿運輸局長の通知は、近畿運輸局長の処分はされていないものである（起案決裁されていない）、にもかかわらず、公印を押された文書であることを、これに係る一切の書類及び電磁的記録。

## 2 本件対象保有個人情報記録された文書

- 文書1 2009年5月11日付け国土交通省情報公開室担当者から近畿運輸局担当者宛てのメール「H21.5.8審査請求書の送付及び依頼事項」本文，添付文書
- 文書2 平成21年8月4日付け国広情第115号「裁決書の謄本について（送付）」
- 文書3 平成21年8月6日付け供覧「裁決書の謄本について」
- 文書4 2009年5月11日付け近畿運輸局担当者から国土交通省情報公開室担当者宛てのメール「H21.2.13付け近運総広第122号について」本文，添付文書
- 文書5 2009年5月12日付け近畿運輸局担当者から国土交通省情報公開室担当者宛てのメール「H21.5.8審査請求書に対する依頼事項について」本文，添付文書
- 文書6 平成21年7月29日起案（平成21年7月30日付け近運総広第53号）「開示の実施の報告について」
- 文書7 2009年6月3日受付「総務課長の説明文及び保有個人情報の文書特定について」
- 文書8 近畿運輸局長宛て封筒（表裏）
- 文書9 平成21年5月29日付け総務課長文書「平成21年3月31日

のご質問に対するご説明」

文書10 平成21年6月15日付け総務課長文書「開示文書（要望等処理簿）の送付について」

文書11 平成21年2月9日付け起案（平成21年2月13日付け近運総広第122号）「行政文書の開示決定について（裁決による開示）」

文書12 平成21年2月4日付け起案・鉄道部技術課長から総務部総務課長宛て事務連絡「行政文書の開示決定について」

文書13 書留・配達記録郵便物等受領証

文書14 郵便物等配達証明書